

## 景観形成重要建造物等の指定（第16次）について

兵庫県では、景観条例に基づき、地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木（樹木の集団を含む）を指定する制度を設けています。

このたび、次の6件の建造物について、所有者の同意を得るとともに、景観審議会（会長：八木雅夫）から指定が適当である旨の答申を受けましたので、指定します。

### 1 指定する建造物の一覧（概要は別添1参照）

指定番号	名称	所在地
16-1	出汐館	高砂市西畑
16-2	新雌邸（旧岡澤家住宅）	西脇市嶋
16-3	旧小國家住宅	神崎郡福崎町山崎
16-4	富岡家住宅	揖保郡太子町糸井
16-5	たつ乃屋本店	佐用郡佐用町平福
16-6	本上田邸（上田家住宅）	丹波市春日町棚原

### 2 景観形成重要建造物等（建造物・樹木）の制度について

#### (1) 制度の目的・趣旨

貴重な景観資源の保全と適切な維持管理を図るとともに、地域の活性化等を期待するものです。

指定された建造物等については、適切な維持管理に努めていただき、外観について現状変更等を行う場合に届出を求め、必要な指導・助言を行います。

#### (2) 指定建造物等の選定の考え方

歴史的・文化的価値に加えて、ランドマーク・シンボル性等を踏まえ、地域の景観形成への寄与の大きい建造物及び樹木を選定しています。

#### (3) 指定建造物等への支援（概要は別添2参照）

民間所有のものについては、修景等を行う場合に、「景観形成支援事業」により、設計費や工事費等の一部を助成（助成率1/3、助成限度額330万円（樹木については限度額30万円））しています。

#### (4) 指定状況

今回の6件の指定により、景観形成重要建造物等は127件（建造物119件・樹木8件）となります。

## 景観形成重要建造物等指定一覧（令和5年度第16次指定）

番号	地域	名称	住所	選定の理由等	写真等
16-1	東播磨	いでしおかん 出汐館	高砂市 西畑	1936（昭和11）年に鐘紡人絹工場の操業に合わせ建設され、現在は（株）カネカの福利厚生施設として活用。 アール状の壁面を持つ階段室が特徴。日本の近代化を支えた産業界の発展の様子を現代に伝える。	
16-2	北播磨	にいめ 新雌邸 （旧岡澤家住宅）	西脇市嶋	明治中期に建てられた住宅を、播州織の作家が体験宿泊施設として活用予定。 地域内でも大きな規模の屋敷構えで、むくりのある大屋根や装飾的な意匠など、この地域の発展を現在に伝える。	
16-3	中播磨	旧小國家住宅	神崎郡 福崎町 山崎	江戸末期に建てられた住宅と長屋門、昭和25年に建てられた診療所を、宿泊施設、店舗等として活用。 地域の中で担ってきた役割に合わせて改変しつつ、かつての庄屋の屋敷構えを残している。	
16-4	西播磨	富岡家住宅	揖保郡 太子町 糸井	1922（大正13）年頃 に建てられた住宅で主屋、長屋門など当初の屋敷構えが残っている。 木製ガラス窓やステンドグラス、造作の細部にモダンな生活に向けて変化する大正時代の特徴を今に伝える。	
16-5		たつ乃屋本店	佐用郡 佐用町 平福	明治期に建てられた醤油蔵、倉庫、住宅等が因幡街道沿いに建ち並ぶ。 切妻平入の町家が連なる中、倉庫の妻面が象徴的であり、地域の生活に密着した生業とともに、今なお当時の外観を残しつつ使用されている。	
16-6	丹波	本上田邸 （上田家住宅）	丹波市 春日町 棚原	明治後期に建てられた住宅で、主屋は「撰丹型民家」の平面と「妻入町家」の外観の特徴をもつ。 推定樹齢450年の大きなクスノキと一体となった構えは、庄屋として地域の中心的な存在であったことを現在に伝えている。	

# 景観形成重要建造物等の指定制度

兵庫県が景観の形成等に関する条例に基づき、  
地域の景観の形成に重要な役割を果たしている  
建築物や樹木（樹木の集団） を指定する制度です。



八上小学校(第8次指定)



仁部家住宅(第14次指定)



但馬安国禅寺とドウダンツツジ(第15次指定)

## 指定されると…

● 指定されたことを示す銘板をお渡しします。

● 県からの支援

### ①助成

建造物の場合：維持管理のための工事費等に対して**最大330万円**

樹木の場合：樹木医の診断や治療等に係る費用に対して**最大30万円**

### ②アドバイザー派遣

維持管理のために専門家に相談することができます。

● 所有者の方等へ維持管理と届出手続のお願いをしています

### 維持管理

景観形成重要建造物等の所有者の方等（所有者、管理者、占有者）には、優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めていただきます。

### 届出手続

次のような行為をする際は、届出が必要です。

- ① 景観形成重要建造物の改築、増築、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
- ② 景観形成重要樹木の移植、伐採

※ただし、通常の管理行為（同色での外壁塗装、外壁の補修、樹木の剪定）、外観の変更を伴わない修繕（雨漏りの補修、内部のリフォーム等）、危険防止のための応急措置等は、届出不要です。

### 【お問い合わせ先】

制度に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299  
 支援に関すること：（公財）兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1260

